

# 離島供給特例承認について

(新型コロナウイルス感染症の影響に係わる電気料金の特別措置)

東北電力ネットワーク株式会社



## 離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2021年3月19日届出。ただし、当該離島供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島供給約款をいう。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分、12月分、2021年1月分、2月分、3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年7月分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年8月分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年9月分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年10月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

## 附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（2021年8月23日付け20210816資第29号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。